

## Ⅱ 特に力を入れて取り組む施策

---

- 1 ボランティア・市民活動への参加の促進
- 2 コミュニティ施設の整備
- 3 地域防災力の向上を目指した計画の策定
- 4 災害に強いまちづくり
- 5 放置自転車対策の推進
- 6 エコシティ新座の実現
- 7 市民の支え合いによる地域福祉の推進
- 8 高齢者生きがい対策の充実
- 9 保育所待機児童の解消
- 10 学校施設の整備
- 11 子どもの放課後等の居場所づくり
- 12 市街化調整区域の有効活用
- 13 都市高速鉄道 12 号線の延伸
- 14 新座駅周辺の都市拠点の整備
- ~~12 生活道路の整備~~
- ~~13 都市計画道路の整備~~
- 15 生活道路・都市計画道路の整備
- 16 緑地の保全・活用の推進
- 17 観光都市にいざづくりの推進

※ 現行の計画に、今回の見直し内容を見え消し（修正部分は取消し線、追加部分は下線）で記載。このため、ページ数は、見直し（素案）と異なります。



## II 特に力を入れて取り組む施策の見方

ここでは、見直しに当たって修正する部分を見え消しや下線等で表記しています。

### 施策2 コミュニティ施設の整備

地域コミュニティの核となる町内会については、明るく住みよい地域社会をつくる上で重要な役割を担うものであり、本市では、近隣市と比べても高い加入率を誇っており、活発なコミュニティ活動が展開されているところです。

その活動の拠点となる集会所については、町内会活動を始め、サークル活動や研究会、懇談会等を行う場としても広く、気軽に利用され、市民の交流やコミュニティ活動を図る上で重要な役割を果たしていることから、これまで ~~6061~~ 町内会に対し ~~3840~~ 施設（ふれあいの家を含む。）の整備を行ってきたところです。

今後、引き続き、地域住民の要望を勘案しながら、計画的に集会所の新設を進めるとともに、既存の集会所の中には、施設の老朽化に伴う建替えや、利用者の利便性の向上を図るための改修が必要なものもあるため、建替えや改修についても、計画的に推進します。

見直しに当たって変更する修正案

また、町内会等が実施する地域会館の整備に対して助成を行うこととし、こうした支援を通じて、地域のコミュニティ活動の更なる活性化に努めます。

#### 主な成果

- 集会所の建替え・改修（平成23年度：1棟）
- 集会所の新設（平成23年度：2棟、平成24年度：1棟）

新たに実績を追加

#### 《主な事業》

##### ・ 集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>【建替え】</del> <del>・（仮称）石神</del>	<del>【増築・改修及び駐車場工事】</del> <del>・北野</del>	<del>【建替え】</del> <del>・野寺、野火止</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【建替え】 ・石神		【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目	【建替え】 ・新座	

後半3年間分について年度別に記載

ここでは、第4次基本構想の将来都市像を実現するため、「I」計画の基本的な考え方で示した市政運営に係る主な課題を踏まえ、この5年間で特に力を入れて取り組む施策について、現状や課題、今後の方向性とそれに関わる事業を記載しています。

## 施策1 ボランティア・市民活動への参加の促進

市民のニーズや価値観の変化に伴い、より多様な行政サービスが求められる中、行政だけでそれらに対応していくには限界があるため、新たな公共の担い手として、ボランティアやNPOなどの果たす役割が大きくなってきています。

本市では、「自分たちのまちは自分たちの手で」という住民自治の意識が高く、既に多くの市民に福祉、教育、環境等の幅広い分野でボランティアとして活発に活動していただいているなど、あらゆる場面で市政の一翼を担っていただいております。市民との連帯と協働によるまちづくりを積極的に推進してきたところです。

また、ボランティア・地域活動支援室を設置し、各種講座・セミナーの開催や機関紙「にいざの地域活動だより」の発行等による情報提供を行うとともに、市民が安心して活動に参加できるように市民公益活動補償制度を開始するなど、様々な支援を行い、参加の促進を図ってきました。

しかし、一方では、こうした活動の中心的な担い手の固定化や高齢化等が進んでいることや、団塊世代が地域に戻ってきて新たな活躍の場を求めていることも課題となっており、こうした課題に配慮した取組を行っていく必要があります。

そこで、今後は、情報提供等を通じて、主体的に役割を担う新たなボランティアの育成や活動のきっかけづくりに引き続き取り組むとともに、ボランティア・市民活動に対する人的・物的・経済的支援を図るため、助成金等の新たな支援制度の確立に向け検討を行うなど、更なる活動の活性化を図ります。

また、新たな公共の担い手となる人材や団体、地域資源などを効果的につなぐ役割を担う「地域活動コーディネーター」との連携により、様々な分野で活動するボランティアやNPO等の団体相互の交流事業の実施に努めます。

### 主な成果

- 地域デビューセミナーの実施（平成23年度：10月23日開催、108人参加）
- ボランティア団体数（平成24年9月1日現在：602団体）

### 《主な事業》

- ・ 各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】
- ・ ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】
- ・ 「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】
- ・ 市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】
- ・ 市民活動支援制度の確立【コミュニティ推進課】
- ・ 団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】

## 施策2 コミュニティ施設の整備

地域コミュニティの核となる町内会については、明るく住みよい地域社会をつくる上で重要な役割を担うものであり、本市では、近隣市と比べても高い加入率を誇っており、活発なコミュニティ活動が展開されているところです。

その活動の拠点となる集会所については、町内会活動を始め、サークル活動や研究会、懇談会等を行う場としても広く、気軽に利用され、市民の交流やコミュニティ活動を図る上で重要な役割を果たしていることから、これまで ~~60~~61町内会に対し ~~38~~41施設（ふれあいの家を含む。）の整備を行ってきたところです。

今後、引き続き、地域住民の要望を勘案しながら、計画的に集会所の新設を進めるとともに、既存の集会所の中には、施設の老朽化に伴う建替えや、利用者の利便性の向上を図るための改修が必要なものもあるため、建替えや改修についても、計画的に推進します。

また、町内会等が実施する地域会館の整備に対して助成を行うこととし、こうした支援を通じて、地域のコミュニティ活動の更なる活性化に努めます。

### 主な成果

- 集会所の建替え・改修（平成23年度：1棟）
- 集会所の新設（平成23年度：2棟、平成24年度：1棟）

### 《主な事業》

#### ・ 集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>【建替え】</del> ・(仮称)石神	<del>【増築・改修及び駐車場工事】</del> ・北野	<del>【建替え】</del> ・野寺、野火止

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【建替え】 ・石神		【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目	【建替え】 ・新座	

#### ・ 集会所の新設【コミュニティ推進課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>・(仮称)栄五丁目※、(仮称)野火止中</del>	<del>・(仮称)野火止四丁目</del>	<del>・(仮称)野火止一丁目</del>

※平成22年度予算事業の繰越しを予定するもの

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・野火止中、 栄五丁目※	・野火止四丁目			・(仮称)野火止一丁目 ・(仮称)東三丁目

※平成22年度予算事業の繰越し

・ 地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】

➔ 「第1章 市民協働 第3節 コミュニティ 1 コミュニティ活動の推進 (3) コミュニティ施設の充実」(75ページ)

### 施策3 地域防災力の向上を目指した計画の策定

未曾有の大災害となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、甚大な被害と共に、これまでの災害対策の中では想定していない事態を多くもたらしました。

加えて、近年、大規模な地震や集中豪雨による水害の発生のほか、猛暑やゲリラ豪雨などといった異常気象が原因と思われる新たな災害など、自然災害の発生により人々の生活が脅かされることが多くなっています。

また、近年の社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、等の社会的要因による大規模な事故の発生により、人々の事故災害に対する不安は高まっています。

このような自然災害や事故災害が発生した場合には、できる限り被害を最小限にとどめるとともに、人々の生活を維持していくことが求められます。そのため、災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を定めた地域防災計画を始めとした防災に関する諸計画の策定や見直しを進め、市として円滑な対応が可能な体制を整えることにより、地域防災力を向上していきます。

~~この5年間においては、まずは、地域防災計画に基づく災害発生直後の初動期における実践的な活動マニュアルを作成し、その後、地域防災計画について、社会情勢の変化等に応じた見直しを行います。~~

そこで、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画である地域防災計画について、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により課題として浮き彫りとなった帰宅困難者の発生や放射線関係事故を始めとしたあらゆる事態に対して適切な対応が可能となる分かりやすい計画に見直すとともに、災害発生直後の初動期における市職員の実践的な活動マニュアルを策定します。

また、災害などの緊急事態に遭遇した場合に被害を最小限にとどめ、市の業務の継続又は早期復旧を図るための方法などを定める業務継続計画（BCP）を策定します。

~~またさらに、各地域において高齢者や障がい者などといった災害時に自力で避難することが困難な「災害時要援護者」のについて、誰が支援してどこに避難所等に避難させるかといった一連の避難活動を支援するための避難支援プランを策定し、平成23年度には災害時要援護者支援制度実施要綱を制定し、平成24年度には要援護者個々の個別計画を作成しました。今後は、毎年登録者の更新を行っていきます。~~

#### 主な成果

- 地域防災計画の見直し（平成24年度）
- 災害時活動マニュアルの策定（平成24年度）
- 業務継続計画の策定（平成24年度：ICT部門）
- 災害時要援護者支援制度実施要綱の制定及び個別計画の作成（平成23年度：要綱の制定、平成24年度：個別計画の作成）

《主な事業》

・ 地域防災計画の見直し【市民安全課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・活動マニュアルの策定</del>	<del>・地域防災計画の見直し</del>	<del>・必要に応じて一部修正</del>

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・地域防災計画の見直し ・活動マニュアルの策定	・必要に応じて一部修正	・必要に応じて一部修正	・必要に応じて一部修正

・ 業務継続計画の策定【市政情報課】 【市民安全課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・ICT（情報通信技術）部門の検討	・ICT部門の策定 ・市業務全般の検討	・市業務全般の検討	・市業務全般の策定	・必要に応じて一部修正

・ 災害時要援護者避難支援プランの作成及び更新【長寿支援課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・プランの作成</del>	<del>・対象者の更新</del>	<del>・対象者の更新</del>

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・要綱の制定	・個別計画の作成	・登録者の更新	・登録者の更新	・登録者の更新

➡ 「第 2 章 市民生活 第 1 節 防災・消防 1 地域総合防災力の充実 (2) 防災体制の整備」(86 ページ)

## 施策 4 災害に強いまちづくり

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成 23 年の夏に実施された計画停電の際には、市内各地区の停電の予定について防災行政無線による周知を図りましたが、放送内容が十分に聞こえないという声が多く寄せられました。このため、防災行政無線については、受信所等の増設により、災害時に市民が等しく、正確な情報を入手できるよう難聴地域の解消を図る必要があります。

また、東日本大震災の発生を受け、昭和 56 年の建築基準法の改正に伴う新耐震基準の適用以前に建設された市役所本庁舎、第三庁舎、老人福祉センター、みどり学園及び東北コミュニティセンターについて耐震診断を行ったところ、いずれも震度 6 強以上の地震が発生した際には倒壊又は崩壊のおそれがあるとの判定結果が出ましたので、利用する方の安全確保と、有事の際の避難所機能の維持のため、耐震化に向けた対応を行います。

さらに、震災発生時等にライフラインの要である飲料水等の供給を確保するため、水道管の耐震化を進めるとともに、火災時の水源の一つである消火栓が地震で被害を受

けて使用できなくなった場合に備え、耐震性のある防火水槽の整備を図ります。

一方、災害に強いまちづくりは市のみで進められるものではありません。災害時には、自分の安全は、自分で守るというのが、防災対策の基本であるため、こうした市民の皆様それぞれの防災対策を支援することで、被害を最小限に抑えるとともに、早期の復旧・復興につなげる必要があります。市では、これまでも地震による住宅の倒壊や家具の転倒を防止するため、住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成や家具の転倒を防止する器具の配布を行っていますが、特に、耐震診断及び耐震改修費用の助成については、住宅リフォームの費用の助成と相談・申請窓口を一本化し、更に利用しやすい制度へと見直しを図るとともに、補助額を拡大し、耐震化を始めとした市民の住宅環境の改善を支援していきます。

また、総合防災訓練を実施するなど、市民、地域、市の3者が協働することで災害への対応力を高め、災害に強いまちづくりを目指します。

**主な成果**

- **災害時情報システムの整備【市民安全課】**（平成24年度：防災行政無線親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所、戸別受信機設置25か所、戸別受信機改修1か所）
- **耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】**（平成24年度：分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加）
- **消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】**（平成24年度：耐震性防火水槽新設2基）

《主な事業》

・ **災害時情報システムの整備【市民安全課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・防災無線（受信所改修1か所）	・防災無線（親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所） ・戸別受信機（設置25か所、改修1か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修14か所） ・戸別受信機（設置27か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修5か所） ・戸別受信機（設置12か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修5か所）

・ **耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・助成の実施（分譲マンション耐震診断を追加）	・助成の実施（分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加） ・更なる充実に向けた検討	・助成の拡充	・更なる充実に向けた検討	・更なる充実に向けた検討

・ 家具転倒防止対策の推進【市民安全課】

・ 消防団活動の充実【市民安全課】

・ 女性消防団の分団化【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容			・設置		

・ 消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）

・ 老人福祉センターの改修【長寿支援課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・空調設備改修（第二老福）	・空調設備改修（老福）	・耐震補強（老福）	

・ 公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・野火止公民館のふるさと新座館への移転		・東北コミュニティセンター耐震補強	

・ 耐震管への更新【水道施設課】

・ 浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・水道管理センター耐震診断		・水道管理センター耐震補強工事 ・新座団地高架水槽解体		

第一次緊急輸送道路における下水道総合地震対策事業【下水道課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・下水道総合地震対策事業計画の策定 ・マンホール浮上防止工（3か所）			

➡ 「第2章 市民生活 第1節 防災・消防 1 地域総合防災力の充実 (2) 防災体制の整備」(86ページ)、「第3章 福祉・健康 第2節 高齢者福祉 1 高齢者福祉の充実 (4) 社会参加と健康づくりの推進」(119ページ)、「第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第4節 生涯学習 1 生涯学習の推進 (2) 生涯学習施設の整備・充実」(157ページ)、「第5章 都市整備 第7節 上水道・下水道 1 上水道の安定供給 (1) 供給体制の充実」(190ページ)、2 下水道の整備促進 (1) 汚水排水対策の推進」(192ページ)

**施策5 放置自転車対策の推進**

駅周辺の放置自転車は、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、本市の玄関口である駅からの景観を阻害する要因となるため、その解消が必要となっています。

本市では、志木駅周辺に 6 か所、新座駅南口に 1 か所、野火止四丁目に暫定施設として 1 か所、ひばりヶ丘駅北口に 1 か所の計 9 か所の自転車駐車を整備するとともに、平成 23 年度には、志木駅南口の駅前広場内に暫定自転車駐車を設置しました。また、志木駅及び新座駅周辺を放置自転車等禁止区域に指定し、誘導員の配置や年間 150 回以上の撤去活動の実施強化などの対策を進めてきましたが、これらの対策により、放置自転車台数は減少しているものですが、依然としてなお解消には至っていない状況です。

そのため、志木駅南口駅前広場内に買い物などの一時利用者を対象とした新たな暫定自転車駐車を設置するとともに、駅周辺の安全な通行を確保するため、引き続き徹底した放置自転車の撤去活動を実施します。するとともに、

また、放置自転車を未然に防止するため、誘導業務の推進や周辺の商業施設等との連携により、自転車駐車の利用を促進します。

さらに、放置自転車の解消のためには、自転車利用者のマナーの向上も必要であることからまた、地域団体や交通安全団体等と連携し、交通安全運動などによるを通じて自転車利用マナーの啓発活動を行い、実施し放置自転車の解消を図ります。

さらに、志木駅南口については、利用者の利便性向上を図るため、周辺地域の現状及び課題を整理するとともに、自転車駐車を始めとした各施設の適切な配置について検討します。

主な成果	
➤	自転車駐車の整備(平成 23 年度:志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車の整備(140 台))
➤	放置自転車撤去活動の推進(撤去自転車数 平成 23 年度:志木駅周辺 2,978 台、新座駅周辺 1,021 台、平成 24 年度:志木駅周辺 1,359 台、新座駅周辺 542 台(平成 24 年 10 月末現在))
➤	自転車利用マナーの啓発(交通安全運動 年 4 回、自転車運転免許試験 平成 23 年 12 回実施、親と子の自転車マナー向上運動 平成 23 年 2 回実施、交通安全教室 平成 23 年 19 回実施)

《主な事業》

・ 自転車駐車の充実【市民安全課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度		
実施内容	志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車の整備(約 150 台)				
実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車の整備(140 台)	志木駅南口周辺整備と併せて検討	志木駅南口周辺整備と併せて検討	志木駅南口周辺整備と併せて検討	志木駅南口周辺整備と併せて検討

・ 志木駅南口周辺の整備【環境対策課】【市民安全課】【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)	・志木駅南口周辺の整備方針の検討	・公衆トイレの改築* ・外部委員を含む検討会議の設置、検討	・基本計画作成	・実施設計

※平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの

- ・ 放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】
- ・ 自転車駐車場利用の推進【市民安全課】
- ・ 自転車利用マナーの啓発【市民安全課】

➡ 「第2章 市民生活 第2節 交通安全 1 交通安全の確立 (2) 安全な交通環境の整備」(92ページ)、「第6章 観光 第1節 観光都市にいざづくり 4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備 (3) 魅力ある都市空間の実現」(203ページ)

## 施策6 エコシティ新座の実現

本市では、環境に関する市民の意識の高揚を図るため、打ち水大作戦やエコライフデーといった「もったいない運動」を実施するほか、市庁舎及び小中学校において「緑のカーテン」を設置するなど、省エネルギーや地球温暖化の防止、環境保全の取組を行ってきました。

そのような状況の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発したエネルギーの在り方の問題については、国における議論と並行して、地方自治体でもそれぞれエコタウン構想等を発表し、取組が進められようとしています。

本市においては、市民、事業者及び市の三者が協働して省エネルギーやごみの減量等の環境保全施策を推進するとともに、太陽光発電などの新エネルギー設備やLED照明などの省エネルギー設備といった環境配慮型設備の家庭等での普及を促進し、環境への負荷の少ないまち「エコシティ新座」を目指します。

### 主な成果

- 太陽光発電システム設置への助成内容の拡充(平成24年度 補助金額の引上げ、対象枠の拡大)
  - LED照明購入への助成(平成24年度開始)
  - 公共施設への太陽光発電システムの設置(平成23年度：栄五丁目集会所、野火止中集会所、石神集会所 平成24年度：野火止四丁目集会所、第一保育園、西堀保育園、市民会館\*、野寺小学校、八石小学校、市営墓園、ふるさと新座館)
- ※ 平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの
- 電気自動車急速充電施設の設置(平成24年度利用開始)

### 《主な事業》

- ・ 公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】
- ・ 低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】
- ・ 「エコ・カジュアル」、「WARM BIZ(ウォームビズ)」の実施【環境対策課】
- ・ 公共施設への太陽光発電システムの設置【環境対策課】
- ・ 街路灯のLED化の推進【市民安全課】

- ・ 太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】
- ・ LED照明購入への助成【環境対策課】
- ・ 高効率給湯器設置への助成【環境対策課】
- ・ 雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】
- ・ もったいない運動の実施【環境対策課】

➡ 「第2章 市民生活 第4節 環境対策 1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進 (1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進、(2) 環境負荷の低減の意識の高揚」(96、97ページ)

## 施策7 市民の支え合いによる地域福祉の推進

地方分権の進展により自治体の裁量権が拡大する一方で、自治体には地域の特色に応じた独自の行政運営が求められています。また、少子化等により行政サービスの範囲が拡大の一途をたどる中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、市民と市がより一層連携を深め、連帯と協働によるまちづくりを進める必要があります。このような中で、地域には高齢者や障がい者、言葉や文化の違う外国人など、日常生活において支援を必要とする様々な人が暮らしています。特に、ひとり暮らしの高齢者等からは、ごみ出しや買い物、庭木の手入れなどといった日常生活における支援についての要望が多く寄せられています。

こうした様々な人たちの多様な生活上の悩みや問題については、市が中心となって行う既存の福祉制度のみならず、地域のことは地域で支え合う、市民同士の共助の取組に大きな期待が寄せられています。

一方で、市民同士の支え合いの活動の中には、病院への送迎など、無償で行うことが難しいものもあるため、有償でのボランティア活動を制度として構築し、手助けを必要とする人と意欲のあるボランティアを結び付けていくなど、市にはこれまでの福祉施策に加え、地域等での支え合いを積極的に支援する、いわゆる「支え合いを支える」ことが求められています。

そこで、地域福祉の取組・活動を計画的に進めていくため、平成23年度には社会福祉協議会と共に第2次新座市地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しました。この計画では、市は責任ある立場で地域福祉を包括的に推進することを、社会福祉協議会は地域福祉活動団体等の育成や支援をすることを、地域は既存の福祉制度では対処できない身近な問題の解決に向けた地域福祉活動を主体的に実施することを、それぞれの役割として明確化するとともに、3者で協働して地域福祉を推進していくことを定めています。

中でも、地域においては、市内6地区のうち、3地区において市民や各種団体で組織する地域福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）が設立され、活動方針となる地域福祉地区活動計画を作成し、活動を始めています。

今後は、未設立地区における推進協議会の設立を支援するとともに、地域における福祉ネットワークを更に強化し、住み慣れた地域において、市民が共に支え合い、誰もがいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、社会福祉協議会、地域と協働して、その仕組みづくりを進めます。

## 主な成果

➤ 第2次地域福祉計画の策定【生活福祉課】（平成23年度）

### 《主な事業》

- ・ 地域福祉計画の策定【生活福祉課】
- ・ 総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
- ・ 地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
- ・ 地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】
- ・ 地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】

➔ 「第3章 福祉・健康 第1節 地域福祉 1 地域福祉の充実 (1) 情報提供機能・相談体制の充実 (114 ページ)、(2) 地域福祉活動への支援」(115 ページ)

## 施策8 高齢者生きがい対策の充実

本市の高齢化率は~~19.6%~~20.5%（平成~~22~~24年1月1日現在）と全国平均(~~22.8~~23.4%)を下回っていますが、55～64歳の人口割合が~~14.1~~13.5%を占めており、今後急速に高齢化が進んでいくものと見込まれます。また、団塊の世代が地域に戻り始め、地域で過ごす機会や時間が増えていることから、高齢者が健康を保持しながら地域で生きがいを持って過ごすことのできる場の提供が求められています。

本市では、高齢者いきいき広場や老人福祉センターを拠点として、高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動が行われており、今後も、こうした高齢者の社会参加の機会を充実させていく必要があります。

これまで小学校の余裕教室等を活用して5か所に設置してきた高齢者いきいき広場については、身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流ができるとともに、健康相談、介護相談等の場としても活用されており、今後も、事業の充実や施設の修繕等に努め、より多くの高齢者が気軽に憩える場として提供していきます。

また、老人福祉センター及び第二老人福祉センターについては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したサービスの向上に努めるとともに、平成21年度には大規模な改修工事を行い、施設の利便性向上を図ってきたところですが、今後も各種相談への対応や、利用者の要望を踏まえた魅力ある事業を展開することで、健康の増進、教養の向上を図るとともに、仲間づくりの場を提供します。

さらに、地域の高齢者が集まり、様々な文化活動や社会参加活動を展開している老人クラブについては、今後、定年退職後の若い会員の増加により、世代間交流の拡充が期待される所であり、引き続きその活動に対して助成を行うことで、活動の活性化を図ります。

## 主な成果

- 高齢者いきいき広場の充実（平成23年度：5か所の延べ利用者41,578人）
- 老人福祉センターの充実（平成23年度：3か所の延べ利用者132,296人）

### 《主な事業》

- ・ 高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】

・ 老人福祉センターの充実【長寿支援課】

・ 老人福祉センターの改修【長寿支援課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・空調設備改修(第二老福)	・空調設備改修(老福)	・耐震補強(老福)	

・ 老人クラブ活動への支援【長寿支援課】

➡ 「第3章 福祉・健康 第2節 高齢者福祉 1 高齢者福祉の充実 (4) 社会参加と健康づくりの推進」(119ページ)

## 施策9 保育所待機児童の解消

本市では、これまでも、民間保育所の新設や増築に対し積極的な助成を行うなど、保育所の待機児童の解消に取り組んできました。しかしながら、少子化が進行する中にも異かかわらず、長引く不況や女性の社会進出、核家族化等の影響により、子どもを保育所に預けて就労を希望する世帯は今後も増加すると考えられることから、待機児童対策の必要性はますます高まるものと見込まれます。

本市では、保育所への入所を待つ待機児童が400,360人を超え(平成22,24年12,11月1日現在)、県内の他市町村と比べても多い状況が続いており、保育所の新設や建替えによる定員拡大が喫緊の課題となっています。そのため、~~早急かつ効率的な対応を図るため、引き続き法人との協議を続け、民間保育所の新設や建替えに対し整備費の助成を行うなど、定員の拡大に向けた取組を進めます。~~ており、平成24年度には、全国で初めてとなる定期借地権による国有地貸付制度を活用した保育所を2園開設しました。

さらに、市立保育所については、老朽化が進んでいる西堀保育園を平成23年度に、第一保育園を平成24年度に建て替えるとともに、定員拡大を行いました。~~及び北野保育園及び第二保育園についても、近隣の国有地の活用や代替地への移転等の効率的な手法を検討しながら建替えに向けた準備を進め、併せて定員拡大に努めます。~~

また、保育所の増設・定員拡大と並行して、主に0歳児から2歳児までの受け皿となる家庭保育室に対する助成を拡大することにより、保護者の負担軽減を図り、利用を促進するとともに、新設を予定している事業者に対し支援を行います。

これらの取組により、待機児童の解消を図ることで、子どもを預けて働きたい人が、子育てと仕事を無理なく安心して両立できる環境づくりと、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

### 主な成果

- 保育園の新設(平成23年4月1日開所:みき(定員60名)、妙音沢もみじ(定員60名)、平成24年4月1日開所:白梅第二(定員72名)、竹の子(定員60名))
- 建替えによる定員増(平成23年4月1日:アヤ60名増、平成24年4月1日:西堀10名増、平成25年4月1日予定:第一10名増)
- 家庭保育室補助の拡大(平成24年度:保護者負担に対する補助額の拡大、新たに事業を開設する際の施設整備等に関する補助額の拡大)
- 幼稚園長時間預り保育への補助の拡大(平成24年度:実施園に対する補助の拡大)

《主な事業》

・ 民間保育所の新設・建替えへの支援【保育課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>新設及び建替えに向けた法人との協議</del> <del>【新設】</del> <del>・みき、妙音沢もみじ</del> <del>【建替えによる定員増】</del> <del>・アキ</del>	<del>新設及び建替えに向けた法人との協議</del> <del>【新設】</del> <del>・野火止地区、栄地区</del>	<del>新設及び建替えに向けた法人との協議</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<b>【新設】</b> ・白梅第二、竹の子	<b>【新設】</b> ・殿山 <b>【耐震】</b> ・まきば	<b>【建替えによる定員増】</b> ・光 <b>【増築による定員増】</b> ・栗原、すぎのこ <b>【耐震】</b> ・まきば第二、白梅	<b>【建替えによる定員増】</b> ・山びこ	・新設及び建替えに向けた法人との協議

※実施内容は工事年度に記載

・ 市立保育所の建替え【保育課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・西堀*</del>	<del>・第一</del>	<del>・第二</del>

※平成 22 年度予算事業の繰越しを予定するもの

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・西堀*	・第一	・北野		・第二

※平成 22 年度予算事業の繰越し

・ 家庭保育室への助成【保育課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・キッズドステイ新座保奇園の新設</del> <del>・助成額の拡大</del>	<del>・助成内容の検討</del>	<del>・助成内容の検討</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・新設 3 か所 ・助成額の拡大	・新設 2 か所 ・助成内容の検討	・助成内容の検討	・助成内容の検討	・助成内容の検討

➡ 「第 3 章 福祉・健康 第 3 節 児童福祉 1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 (2) 保育サービスの充実」(124ページ)

**施策 10 学校施設の整備**

教育環境の充実を図るため、本市では、他市に先駆けて全小中学校の耐震補強工事を平成 17 年度に完了させるとともに、平成 22 年度には全普通教室等へ、平成 24 年度には特別教室等へのエアコン整備に取り組むなど、次代を担う子どもたちが安心して

学べる学校づくりに努めてきました。

しかしながら、昭和 40 年代から 50 年代までの人口急増期に建設した学校施設の老朽化が大きな課題となっていることから、適正な教育環境を維持していくためには、対象施設が多く、財政負担も大きい校舎の大規模改修工事を計画的に進めていく必要があります。

そこで、~~耐用年限を考慮し、第 4 次基本構想の計画期間である今後 10 年のうちには全小中学校の改修を終えることを目指し、改修内容の見直しにより 1 校当たりの事業費を抑制することで、1 年度当たりの実施校数を増やして改修の進展を図ることとし、前期基本計画の計画期間においては、小学校 6 校、中学校 3 校の大規模改修を実施します。~~可能な限り早期に全小中学校の改修を終えることを目指します。

また、要望も高く、課題となっていた学校トイレの改善については、これまでトイレ単独での改修工事を実施していましたが、より効率的に進めるため、校舎の大規模改修と併せて実施していきます。

さらに、給食調理業務の委託化に伴い合わせた給食棟室の改修や学習指導要領の改訂に伴う必要な施設整備、校舎のバリアフリー化を行うなど、計画的な改修・整備を図ることで、児童生徒が安心して学べる快適な教育環境の整備を推進します。

また、東日本大震災の発生を受け、窓ガラスや照明器具などの非構造部材の耐震化といった新たな課題が顕在化しているため、適切な対応を図り、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備を推進します。

**主な成果**

- 校舎大規模改修の実施（平成 24 年度：野寺小、八石小）
- 給食棟室の改修（平成 23 年度：第四小）
- 冷暖房施設の整備（平成 23 年度工事：全普通教室）
- 中学校武道場の整備（平成 23 年度：第三中 ※ 全ての中学校で整備完了）

《主な事業》

・ 小中学校校舎の改修【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	・野寺小	・八石小、新堀小	・ <del>東北小、野火止小、石神小、新座中、第二中、第四中</del>

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・野寺小、八石小	・新堀小、第四中	・新座中	・石神小、大和田小（増築）

・ 小中学校体育館の改修【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容		・ <del>新座中</del>	・ <del>西堀小、八石小、東北小、池田小、栄小、栗原小</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容			・新座中	・西堀小	・池田小

・ 小中学校給食棟室の改修【教育総務課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・ <del>第四小</del>		・ <del>2校</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・第四小		・東北小		・1校

・ 小中学校の冷暖房設備の整備【教育総務課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・ <del>全小中学校<sup>※</sup></del>		

※平成22年度予算事業の繰越しを予定するもの

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・全小中学校 (普通教室等) <sup>※1</sup>		・全小中学校 (特別教室等) <sup>※2</sup>		

※1 平成22年度予算事業の繰越し

※2 平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの

・ 中学校武道場の整備【教育総務課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・ <del>第三中</del>		

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・第三中				

・ 中学校校舎のエレベーターの整備【教育総務課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・ <del>第五中</del>		

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・第五中		・第四中		

➡ 「第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第2節 学校教育 3 教育環境の整備・充実 (1) 教育施設・制度の充実」(149ページ)

## 施策11 子どもの放課後等の居場所づくり

本市では、毎月第1・3土曜日に、青少年健全育成団体や地域のボランティアが指導者となって文化、スポーツ、学習等、様々な活動を実施する「新座っ子ばわーあっぷくらぶ」事業を実施しています。また、放課後については、各小学校区に放課後児童保育室を設置し、保護者の就労等により家庭が常時留守になっている子どもを対象に

受入れを行っています。

しかしながら、核家族化の進行や女性の社会進出、共働き世帯の増加等に伴い、子どもたちの生活環境も変化しており、全ての子どもが、大人の見守りの下、安全に過ごせる環境を確保することは、今後、ますますその必要性が高まるものと見込まれます。

特に、放課後については、放課後児童保育室の多くが狭あい化・大規模化している現状も踏まえ、更に学校・家庭・地域が連携し、地域全体で体育館、図書室や音楽室等の学校施設を活用し、家庭や地域の方々の参画を得て、子どもたちに遊びや体験・交流の場を提供する新たな制度の構築が求められています。

そこで、平成24年6月から東野小学校と石神小学校で新座市子どもの放課後居場所づくり事業を開始しました。今後も、放課後児童保育室の狭あい化・大規模化の解消を図るとともに、体育館、図書室や音楽室等の学校施設を活用し、家庭や地域の方々の参画を得て、更なる子どもたちの安全・安心な居場所の確保に向け、様々な角度から検討を行い、制度の導入・実施校の拡大に努めます。

**主な成果**

➤ 子どもの放課後居場所づくり事業の実施（平成24年度：東野小、石神小）

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>・庁内検討委員会による検討</del>	<del>・子どもの放課後等の居場所づくり事業の導入</del>	<del>・実施校の拡大</del>

《**主な事業**》

- ・ **子どもの放課後等の居場所づくり事業の実施【生涯学習課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・庁内検討委員会の開催	・2校開設（東野小、石神小）	・新規2校（東北小、新堀小） ・延べ4校	・新規2校 ・延べ6校	・新規2校 ・延べ8校

- ・ **放課後児童保育室施設の整備【保育課】**

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>【増築】 ・野火止</del>		

  

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【増築】 ・野火止				

➡ 「第3章 福祉・健康 第3節 児童福祉 1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 (2) 保育サービスの充実」(124ページ)、「第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第3節 青少年健全育成 1 青少年の健全育成の推進 (1) 青少年活動の充実」(154ページ)

**施策12 市街化調整区域の有効活用**

本市は、首都近郊に位置する住宅都市として、南北端を通る鉄道の駅を中心に市街化が進む中、住宅街においても農地や雑木林などの貴重な自然が残されており、市内における街並みや景観を形成する重要な要素となっています。

その一方で、市の中央部には市域の約 42%を占める市街化調整区域が広がっており、豊かな自然が残されてはいますが、土地所有者の相続の発生などにより、やむを得ず駐車場や資材置場等に転用されるなど、計画性を欠いた市街化が進んでいる現状があります。

そのため、この「市街化調整区域の有効活用」については、第 4 次基本構想に位置付けた重点戦略の「新たな視点による都市づくり」を実現するための最も重要な施策の一つとして位置付け、この 5 年間に於いては地区ごとの特性を踏まえながら土地の有効活用を進め、市域全体が自然と都市機能が調和したまちとなることを目指します。

具体的には、国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、地権者の意向を踏まえ、土地区画整理事業を実施し、市街化区域への編入を目指すとともに、産業系土地利用への転換に合わせて企業誘致活動を推進します。

また、その他の市街化調整区域についても、土地区画整理事業や開発許可制度等の都市計画に関する様々な手法の活用を検討し、新たな視点によりそれぞれの区域の実情等を勘案した土地利用への誘導を図ります。

<b>主な成果</b>
➤ (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進(平成 23 年度:地権者との合意形成、平成 24 年度:地区界測量の実施、環境影響評価調査計画書作成、誘致企業の検討)

《主な事業》

・ 市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・土地区画整理事業に向けた地権者の意向調査(大和田二・三丁目等)</del>	<del>・地権者の意向を踏まえた事業の推進</del>	<del>・地権者の意向を踏まえた事業の推進</del>

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区地権者の合意形成</li> <li>調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係)</li> <li>調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係)</li> <li>調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係)</li> <li>調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)</li> </ul>

・ 市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・開発許可制度の研究</del>	<del>・開発許可制度の運用検討</del>	<del>・区域の実情に応じた開発許可制度の運用</del>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・開発許可制度の研究	・開発許可制度の運用検討	・区域の実情に応じた開発許可制度の運用	・区域の実情に応じた開発許可制度の運用	・区域の実情に応じた開発許可制度の運用

・ **（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・合意形成 ・県等関係機関との調整	・地区界測量 ・環境影響評価調査計画書作成 ・県等関係機関との調整 ・誘致企業の検討	・環境影響評価（調査） ・現況測量（権利調査含む。） ・事業計画案作成 ・土地評価 ・換地設計 ・企業誘致等	・環境影響評価（準備書及び評価書作成） ・実施計画書作成等 ・事業認可 ・換地設計 ・企業誘致	・換地設計（補足） ・街区確定測量 ・路線測量 ・詳細設計 ・仮換地指定 ・埋蔵文化財調査 ・保留地処分予約契約等

- ・ 区域区分の変更【まちづくり計画課】
- ・ 企業誘致の推進 ~~【経済振興課】~~ 【まちづくり計画課】

➡ 「第2章 市民生活 第6節 地域経済活動 1 地域産業の振興 (1) 地域産業の育成・支援体制の充実」(104ページ)、「第5章 都市整備 第1節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (1) 有効な土地利用の推進」(170ページ)

### 施策13 都市高速鉄道12号線の延伸

都市高速鉄道12号線（都営大江戸線）の延伸については、平成12年に当時の運輸省の諮問機関である運輸政策審議会からの答申があり、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間が「目標年次（2015年）までに整備着手することが適当である路線（A2路線）」に、大泉学園町以西の武蔵野線方面については「今後整備について検討すべき路線（B路線）」に位置付けられています。

この答申の目標年次である平成27年頃には国土交通省の諮問機関である交通政策審議会からの答申があると想定されており、この答申において、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間にとどまらず、その先の武蔵野線方面までの区間が一体的に整備されるよう位置付けられるためには、延伸に向けた地元の気運の醸成や延伸地域における鉄道需要の創出等が課題となっています。

この都市高速鉄道12号線の延伸の実現に向けた取組として、新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じて、乗降客数の見込みや地域整備等の在り方を検証するための調査・研究等を実施しました。今後は、この調査結果もアピール材料の一つとしながら、引き続き関係機関への要望活動等を実施します。~~関係機関への要望活動や啓発品の作成、先進地の視察等を行うとともに、乗降客数の見込みや地域整備等の在り方を検証するための調査・研究等を実施します。~~

~~また、本市独自の事業取組としては、町内会や関係団体や市民等で構成する新座市都市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会において、先進地の視察や12号線延伸促進に係る期成同盟会の早期の結成に向けて、市民等への啓発活動に取り組むなど、地元の~~

気運の醸成を図っていきます。

また、新座市都市高速鉄道 12 号線建設促進基金への積増しを行い、延伸地域の整備等に充てる財源の確保に努めるとともに、延伸実現に向けた市の強い姿勢を市内外に示します。

さらに、12 号線が延伸される場合の本市における新駅予定地は市街化調整区域が想定されますが、第 4 次基本構想においても、市街化調整区域については、一部を市街化区域へ編入することも視野に入れた有効活用を図ることを想定しています。このため、当該鉄道の延伸予定区域についてもその一環として、鉄道需要創出のための新たな都市拠点の整備を目標としたまちづくり構想を策定し、集客力のある施設を誘致するなど、鉄道の延伸に見合ったまちづくりの整備を検討していきます。

これらの取組を通じて、交通政策審議会からの次期答申において、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間と合わせて武蔵野線方面までの区間が一体的に整備されるよう位置付けられ、早期に延伸が実現されることを目指します。

<b>主な成果</b>
➤ <u>協議会における調査研究の実施（平成 24 年度）</u>
➤ <u>新座市都市高速鉄道 12 号線延伸促進期成同盟会の設立（平成 23 年 10 月 23 日）</u>
➤ <u>期成同盟会による啓発品の作成（平成 24 年度：看板、横断幕、懸垂幕、チラシの全戸配布）</u>

《**主な事業**》

・ **都市高速鉄道 12 号線の延伸の啓発【企画課】**

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・ P R 活動の推進</del> <del>・ 期成同盟会の結成</del>	<del>・ P R 活動の推進</del> <del>・ 期成同盟会による延伸促進活動</del>	<del>・ P R 活動の推進</del> <del>・ 期成同盟会による延伸促進活動</del>

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・ 期成同盟会の設立 ・ P R 活動の推進	・ P R 活動の推進 ・ 基金への積増し			

・ **関係機関への要望活動の実施【企画課】**

・ **延伸に向けた調査研究の実施【企画課】**

実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25～27 年度
実施内容	<del>・ 調査・研究の実施</del> <del>・ 協議会を通じた視察</del>	<del>・ 調査・研究の実施</del> <del>・ 協議会を通じた視察</del> 調査研究の実施	<del>・ 調査・研究の実施</del> <del>・ 協議会を通じた視察</del> 調査研究の実施

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・ 調査・研究の実施	・ 期成同盟会を通じた視察 ・ 延伸促進協議会を通じた調査・研究の実施	・ 調査・研究の実施 ・ 期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・ 調査・研究の実施 ・ 期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・ 調査・研究の実施 ・ 期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察

- ・ 都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定【企画課】【まちづくり計画課】

実施年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25～27 年度
実施内容	・まちづくり構想の基本方針の決定		・まちづくり構想の策定		
実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・イメージ案の作成	・策定			

➡ 「第 5 章 都市整備 第 1 節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (2) 都市拠点の整備」(172 ページ)、「第 4 節 公共交通網 1 公共交通網の充実 (1) 都市高速鉄道 12 号線の延伸」(180 ページ)

## 施策 14 新座駅周辺の都市拠点の整備

J R 武蔵野線新座駅周辺については、新座駅南口土地区画整理事業（施行年度：平成 6 年度～平成 22 年度、施行面積：約 8.15ha）や新座駅南口第 2 土地区画整理事業（施行年度：平成 11 年度～平成 24 年度（予定）、施行面積：約 37.4ha）により、利便性の高い良好な住環境となるよう段階的に整備を進めていまいきました。

こうした土地区画整理事業の推進に当たっては、拠点としてふさわしい活力とにぎわいのある都市空間を創出するだけでなく、観光都市にいざづくりを進める本市にあっては、雑木林とせせらぎのあるまちなみの形成に配慮した整備を進めることが必要となります。があるため、

~~そのため、平成 24 年度の完成を目指し、新座駅南口第 2 土地区画整理事業を着実に推進していくとともに、同事業区域内においてはの実施に併せて、野火止用水の復元と歩行者専用道路や公園の整備を進めまい行いました。~~

また、新座駅北口地区については、関係地権者の理解と協力の下で、新座駅南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業（平成 20 年度～平成 33 年度（予定）、施行面積：約 31.6ha）を推進します。

### 主な成果

- 新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施（平成 23 年度：保留地処分、野火止用水の復元、街区公園の整備、平成 24 年度：道路・公園整備、建物等移転除去、保留地処分）
- 新座駅北口土地区画整理事業の実施（平成 23 年度：地質調査、道路等予備設計、平成 24 年度：画地確定測量、仮換地指定、物件調査積算、道路等実施設計）

### 《主な事業》

- ・ 新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施【新座駅南口第 2 土地区画整理事務所】

実施年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25～27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・公園整備</li> <li>・建物等移転除去</li> <li>・保留地処分</li> <li>・換地処分に向けた測量</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備</li> <li>・保留地処分</li> <li>・換地処分</li> </ul>		

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・公園整備</li> <li>建物等移転除去</li> <li>保留地処分</li> <li>換地処分に向けた測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園整備</li> <li>建物等移転除去</li> <li>保留地処分</li> <li>換地計画書作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物等移転除去</li> <li>保留地処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>換地処分</li> </ul>	

・ 野火止用水の復元事業の実施【新座駅南口第2土地区画整理事務所】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>特殊道路整備（水路含む）</del></li> <li><del>5号公園水路整備</del></li> <li><del>（完了）</del></li> </ul>		

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊道路整備（水路含む）</li> <li>5号公園水路整備（完了）</li> </ul>				

・ 街区公園の整備【みどりと公園課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>街区公園整備1か所（1号公園）</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>街区公園整備1か所（2号公園）</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>街区公園整備1か所（3号公園）</del></li> </ul>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>4か所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>栄・池田土地区画整理事業区域内（2か所）</li> </ul>		

・ 新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>地質調査</del></li> <li><del>道路等予備設計</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>画地確定測量</del></li> <li><del>仮換地指定</del></li> <li><del>物件調査</del></li> <li><del>道路等実施設計</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>物件調査</del></li> <li><del>物件移転補償</del></li> <li><del>道路等実施設計</del></li> <li><del>道路等工事</del></li> </ul>

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地質調査</li> <li>道路等予備設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>画地確定測量</li> <li>仮換地指定</li> <li>物件調査積算</li> <li>道路等実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件調査積算</li> <li>物件移転補償</li> <li>道路等実施設計</li> <li>道路等工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件調査積算</li> <li>物件移転補償</li> <li>道路等実施設計</li> <li>道路等工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件調査積算</li> <li>物件移転補償</li> <li>道路等実施設計</li> <li>道路等工事</li> </ul>

・ 駅周辺施設のバリアフリー化の推進【新座駅北口土地区画整理事務所】

- ➡ 「第5章 都市整備 第1節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (2) 都市拠点の整備」(172 ページ)、「第4節 公共交通網 1 公共交通網の充実 (4) バリアフリー化の推進」(182 ページ)、「第5節 公園・緑地 2 憩いの場となる公園の充実 (2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実」(186 ページ)、「第6節 河川・水路 1 河川・水路環境の整備 (1) 流域環境の整備」(188 ページ)

## **施策12** 生活道路の整備

~~本市では、これまで、道路改良10か年基本計画パートIIに基づき、道路拡幅、交差点の隅切り、歩道設置などの整備を進め、一定の成果を収めてきたところです。~~

~~しかしながら、財政上の理由により、平成17年度に同計画に基づく整備の推進を凍結したため、市内にはいまだ整備すべき箇所も多く残っている状況となっています。~~

~~そのため、市民や市民団体の協力を得て道路の危険箇所等を調査したところであり、その結果を基に作成する道路改良10か年基本計画パートIIIに基づき、歩行者の安全性、快適性に配慮した生活道路の整備を再開し、安全な通行空間の確保に努めます。~~

~~また、地球温暖化防止に対する意識や健康志向の高まりなどにより自転車の利用者が増加することが予想されるため、歩行者及び自転車利用者が安全に通行できる生活道路の整備に努めます。~~

- ➡ ~~道路の拡幅と歩道の整備【道路課】~~
- ➡ ~~自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】~~

- ➡ 「第2章 市民生活 第2節 交通安全 1 交通安全の確立 (2) 安全な交通環境の整備」(70 ページ)、「第5章 都市整備 第3節 道路 1 道路交通網の整備 (1) 生活道路の整備」(156 ページ)

## **施策13** 都市計画道路の整備

~~幹線道路は、市民の交通の主軸として利用されるだけでなく、緊急車両の通行等、市民の生命や財産を守るためにも利用される重要なものであるため、円滑な通行が確保されなければなりません。~~

~~しかしながら、都市計画道路東村山・足立線（志本街道）、水道道路及び国道254号等は慢性的な渋滞が発生しており、また、その抜け道として生活道路が利用され、地区住民の日常生活に影響を及ぼしているのが現状です。~~

~~そのため、都市間交通の骨格となる広域幹線道路については、安全かつ安心な交通環境や快適な道路空間の確保に向け、地権者の理解と協力の下、関係自治体と連携を図りながら整備を進める必要があります。~~

~~この5年間においては、市域南北縦軸のネットワークの形成に向け、都市計画道路東久留米・志本線については、引き続き平成25年度の完成を目指し、未整備区間約380mの整備を進めるとともに、新座市方面からひばりヶ丘駅へのアクセス道路である都市計画道路ひばりが丘駅北口線について新座市域の整備費を負担するなど、施行主体である西東京市と連携しながら早期整備を図ります。~~

~~都市計画道路保谷・朝霞線については、埼玉県と連携して整備を進めるとともに、保谷・朝霞線へ流入する交通量を分散し、市内の渋滞緩和を図るため、都市計画道路放射7号線について埼玉県に対して早期整備を要望します。あわせて、都市計画道路東村~~

~~山・足立線の早期整備についても埼玉県へ要望します。~~

~~＜参考＞都市計画道路の実施主体~~

実施主体	新座市	埼玉県	新座市及び関係自治体
都市計画道路名	<del>東久留米・志木線</del>	<del>放射7号線 東村山・足立線</del>	<del>ひばりが丘駅北口線 (西東京市) 保谷・朝霞線 (埼玉県)</del>

~~都市計画道路東久留米・志木線の整備【道路課】~~

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>用地取得 物件補償 道路築造工事</del>	<del>用地取得 物件補償 道路築造工事</del>	<del>道路築造工事</del>

~~都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】~~

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>用地取得及び補償費に係る負担金</del>	<del>道路築造工事 用地取得及び補償費に係る負担金</del>	<del>道路築造工事に係る負担金</del>

~~都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】~~

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<del>県施行区間（都県境～主要地方道保谷志木線）の事業化に関する住民説明及び予備調査</del>	<del>県施行区間の事業化に関する住民説明 市施行区間（主要地方道保谷志木線～産業道路）の設計等の実施</del>	<del>県施行区間に対する負担金の支出</del>

~~都市計画道路放射7号線の早期整備の要望【まちづくり計画課】~~

~~都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】~~

~~歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】~~

~~「第5章 都市整備 第3節 道路 1 道路交通網の整備 (2) 幹線道路の整備」(156ページ)~~

## 施策15 生活道路・都市計画道路の整備

本市では、「まちづくりは道路から」を基本に、市民や市民団体の協力を得て道路の危険箇所等を調査し、それに基づいて年次整備計画を策定するなど、安全で快適な市道の整備を図ってきました。

平成23年2月には、道路改良10か年基本計画パートⅢを策定し、この計画に基づき、安全性、快適性に配慮した通行空間の確保を図るため、道路拡幅や交差点の隅切り、歩道設置などの整備を実施しています。

特に生活道路については、地域住民の日常生活に利用される道路として、歩行者や自転車の安全確保を優先すべき道路ですが、幹線道路の混雑時には抜け道として利用される場合もあることから、朝夕の登下校時における児童の安全対策も含め、歩行者等の安全確保に重点を置いた計画的な整備に努めます。

幹線道路については、市民の交通の主軸として利用されるだけでなく、緊急車両の通行等、市民の生命や財産を守るためにも利用される重要なものであるため、円滑な

通行が確保されなければなりません。

そのため、都市計画道路東久留米・志木線については、市域南北縦軸のネットワークの形成に向け、未整備区間約 175m の整備を進め、また、新座市方面からひばりが丘駅へのアクセス道路である都市計画道路ひばりが丘駅北口線については、新座市域の整備費の負担を始め、施行主体である西東京市と緊密に連携し、両路線とも早期の開通を目指します。

また、都市間交通の骨格となる広域幹線道路については、安全かつ安心な交通環境や快適な道路空間の確保に向け、地権者の理解と協力の下、関係自治体と連携を図りながら整備を進める必要があります。東村山・足立線（志木街道）については、東村山都市計画道路府中清瀬線の清瀬立体（西武池袋線との交差点）の開通に伴い、交通量が大幅に増加したことから、安全対策や渋滞の解消を図るため現在、清瀬市境から国道 254 号の野火止角交差点までの間の拡幅工事が埼玉県により進められていますが、早期の整備完了について引き続き県に対し強く要望します。

都市計画道路保谷・朝霞線については、接続する東京都の調布保谷線の完成が平成 26 年度末に迫っていることから、東京都側からの車両の流入による交通渋滞、住環境への影響等が懸念されます。このため、埼玉県に早期の整備方針の決定、事業化を要望するとともに、これらの決定後には連携して整備を進めます。加えて、都市計画道路放射 7 号線についても調布保谷線からの車両流入の受け皿となる路線であることから、埼玉県に対して早期の整備を要望します。

加えて、地球温暖化防止に対する意識や健康志向の高まりなどにより、今後は自転車の利用者が増加することが予想されるため、とりわけ幹線道路については、自転車及び歩行者が共に安全に通行できる歩道の整備に努めます。

＜参考＞都市計画道路の実施主体

実施主体	新座市	埼玉県	新座市及び関係自治体
都市計画道路名	・東久留米・志木線	・放射 7 号線 ・東村山・足立線	・ひばりが丘駅北口線（西東京市） ・保谷・朝霞線（埼玉県）

主な成果

- 道路拡幅（平成 23 年度：3 か所、平成 24 年度：5 か所）
- 歩道整備（平成 23 年度：3 か所、平成 24 年度：7 か所）
- 交差点隅切り（平成 23 年度：2 か所）
- 都市計画道路東久留米・志木線の整備（平成 23 年度：265m 道路築造、平成 24 年度：不動産鑑定、物件調査）

《主な事業》

- ・ 道路の拡幅と歩道の整備【道路課】
- ・ 自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】
- ・ 都市計画道路東久留米・志木線の整備【道路課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・道路築造工事	・不動産鑑定 ・時点修正 ・物件調査 ・再物件調査	・用地取得 ・物件補償 ・道路築造工事		

・ 都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・用地取得及び補償に係る負担金の支出	・道路築造工事、用地取得及び補償に係る負担金の支出	・道路築造工事に係る負担金の支出		

・ 都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供（通知）	・県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供（通知） ・方針検討	・県施行区間（都県境～県道保谷志木線）の事業化に関する住民説明及び予備調査	・県施行区間（都県境～県道保谷志木線）の事業化に関する住民説明 ・市施行区間（県道保谷志木線～産業道路）の設計等の実施	・県施行区間の事業に対する負担金の支出

・ 都市計画道路放射7号線の早期整備の要望【まちづくり計画課】

・ 都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】

・ 歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】

➡ 「第2章 市民生活 第2節 交通安全 1 交通安全の確立 (2) 安全な交通環境の整備」(92ページ)、「第5章 都市整備 第3節 道路 1 道路交通網の整備 (1) 生活道路の整備、(2) 幹線道路の整備」(176ページ)

## 施策16 緑地の保全・活用の推進

本市には、平林寺や野火止用水の周辺を始め、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林が数多く存在し、本市の特徴的な景観を形成する象徴的な存在となっています。また、市内には黒目川や柳瀬川沿いの斜面林、まとまりのある農地や屋敷林など、現在でも豊かな自然環境が形成されており、こうした緑地は居住者のみならず、来訪者の心に潤いと安らぎを与えてくれる大変貴重な存在となっています。

市内の緑地は市街化の進展とともに減少傾向にありますが、依然として多く残されている豊かな自然環境を保持し、次代に継承していくため、保存樹木の指定やみどりの保全協定などの仕組みづくりに加え、グリーンサポーター・緑の保全巡視員などの市民ボランティアとの連携による取組を進めてきました。このほかにも、市内に残る貴重な緑地を市で計画的に取得し、緑化を推進するため、みどりのまちづくり基金制度を設けています。

今後も市民の理解と協力を得ながら、市内の緑地の保全・整備に向けた取組を充実させていく必要があります。

そこで、近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内林の雑木林を保全するための助成を行うとともに、妙音沢特別緑地保全地区について、民有地の購入、動植物に配慮した保全・整備を進めます。

また、緑地の所有者等とのみどりの保全協定の締結により、市内 11 か所に設置している憩いの森については、雑木林の保全に加え、市民や来訪者が気軽に自然と緑にふれあえる場所となっており、今後もこうした雑木林の保全と活用を積極的に進めていくため、緑地の所有者等に保全協定に関する周知を図り、更なる整備の拡大に努めます。

さらに、これまでも成果を上げてきた市民ボランティアとの連携による緑地保全活動を引き続き推進するとともに、市民・事業者・市が一体となって実施する妙音沢特別緑地保全地区の清掃や雑木林で開催する森の音楽会などの機会を通じて、緑の保全に関する意識啓発活動に取り組みます。

<b>主な成果</b>
➤ 妙音沢特別緑地保全地区の整備（平成 24 年度：木道整備工事）
➤ 憩いの森の整備（平成 23 年度：野火止恵山通り憩いの森、平成 24 年度：野寺三丁目憩いの森）
➤ 妙音沢緑地クリーンアップ作戦の実施（平成 23 年度、平成 24 年度）

《主な事業》

- ・ 平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- ・ 妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・木道整備工事	・調査	・調査	・修景施設整備工事 ・土地購入

- ・ 憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】
- ・ みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】
- ・ 緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
- ・ 緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】
- ・ ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】
- ・ 新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】
- ・ 緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】

➔ 「第 5 章 都市整備 第 5 節 公園・緑地 1 緑地の保全、活用、創出 (1) 緑地の保全・活用の推進」(184 ページ)

## 施策 17 観光都市にいざづくりの推進

首都近郊にありながら緑豊かで、野火止用水や平林寺等の歴史的文化資産も多く残されているという本市の特性をいかし、そこに暮らす人々が自分たちのまちの魅力を再発見し、愛着や誇りを持っていきいきと豊かに暮らし、訪れる人を温かくもてなし交流する、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市にいざづくりを推進しています。

特に、市域全体を屋根のない博物館「フィールドミュージアム」と捉え、武蔵野の自然や歴史的文化資産等、市内に点在する地域資源に、ウォーキングを楽しみながら訪れることのできるまちづくりに取り組んでいます。

平成 18 年度を「観光都市づくり元年」と位置付けて取組を開始して以来、観光都市づくり推進市民会議や観光都市づくりサポーターを始めとした数多くの市民との連帯

と協働により、「すぐそこ新座」春まつりの開催、観光ボランティアガイドの設立を行うとともに、観光マップ・ガイドブックの作成や、自然との触れ合いをテーマとしたホテル観賞、タケノコ掘り体験、シイタケ栽培等の新座版グリーンツーリズム事業等を実施してきました。

~~こうした取組は着実に成果を上げていますがこうした取組に加え、「住んでよし、訪れてよし」のふるさと新座、更には税収の伸びる豊かなまちを実現するためには、今後は、観光都市にいざづくりを軌道に乗せるため、本格的な施策の展開を図っていく必要があります。~~

~~そこで、これまでの取組に加え、販売を視野に入れたシイタケ栽培の仕組みづくりや、わさび園、ワイナリー、フルーツパークの整備についての検討、栽培を進めているミカンの活用等、市の内外に魅力を伝えるための特産品づくりを進めるとともに、市民や来訪者が楽しめるオープンカフェの設置に向けて研究を進めます~~を実施するなど、本格的な施策の展開を始めました。

また、観光の視点からも検討し、市内の案内看板の統一化を図ることで、イメージキャラクター「ゾウキリン」の活用や観光親善大使によるPR活動、デザインを統一化した案内看板の設置を進めることで観光都市にいざとしてのイメージの発信を強化し、~~更なる浸透化に努めます。~~

さらに、フィールドミュージアムの各見どころを訪れる人が立ち寄ることができる施設として、観光情報案内機能や農産物等直売機能を併せ持った~~(仮称)~~ふるさと新座館を平成24年11月1日に開館~~の整備を進め~~、しました。今後はこのふるさと新座館を、「ふるさと新座」の魅力伝える情報発信の拠点とするとともに、公民館機能や小規模のホールを併設することで、市民の多様な学習ニーズに応え、学習やその成果の発表のための場を提供することにより、人々の交流や地域の活性化を図ります。

加えて、野火止用水浴い及び平林寺周辺の遊歩道について、整備を検討するとともに、野火止用水の復元について検討を行います。

#### 主な成果

- オープンカフェの実施（平成23年度：試験実施8日間で延べ10,800人来場、平成24年度：春・秋の2回実施）
- 案内看板の整備（平成24年度：新座駅から平林寺周辺及び清瀬駅方面への散策ルートに43か所設置）
- ふるさと新座館の整備（平成24年11月1日開館）

#### 《主な事業》

- ・ シイタケの里づくりの推進【観光推進課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>シイタケのほだ木小屋設置</del></li> <li><del>シイタケの体験型イベントの実施</del></li> <li><del>シイタケの販売</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>シイタケの体験型イベントの実施</del></li> <li><del>シイタケの販売</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>シイタケの体験型イベントの実施</del></li> <li><del>シイタケの販売</del></li> </ul>

- ・ わさび園の整備【観光推進課】
- ・ ワイナリーの整備【観光推進課】

・ ~~フルーツパーク~~新座みかん園の整備【観光推進課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施

・ カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】

・ オープンカフェの整備【観光推進課】

・ 案内看板の整備【市政情報課】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・デザイン等の検討	・案内看板の設置	・案内看板の設置

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・デザインガイドラインの策定	・設置（43か所）	・設置場所の検討	・設置	・設置

・ ~~（仮称）ふるさと~~新座館の整備【（仮称）ふるさと新座館建設推進室】

実施年度	平成23年度	平成24年度	平成25～27年度
実施内容	・建設	・開館	

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・建設	・開館			

・ 商品開発支援とブランド化【観光推進課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・地域ブランドの研究・検討（にんじんうどん、その他地場産品の研究）	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発

・ 野火止用水の復元事業の実施【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了）		・復元の検討	・復元の検討	・復元の検討

・ 野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備（再掲）【道路課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・野火止用水 平林寺堀 遊歩道の 整備※ (完了)		・新たな整備 場所の検 討	・新たな整備 場所の検 討	・新たな整備 場所の検 討

※平成22年度予算事業の繰越し

➡ 「第6章 観光 第1節 観光都市にいざづくり」(196ページ)